

平成19年度 産地づくり計画書

日進市地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

日進市内

(2) 助成の対象となり得る水田の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等による。畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか、8月1日においてかい廃等が行われていないかを確認する。

(3) 生産調整実施者の確認方法

農業共済から提供された情報、もしくは本協議会が行う現地確認による。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局から提供された情報による確認

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

1番単価の高いものにつき1回限り交付する

(6) その他の共通事項

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、当該水田は助成の対象外とする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

			都道府県協議会からの配分額	活 用 額			
				産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金			1,296,000	1,296,000			
稲作構造改革促進交付金	前年度の産地づくり特別加算事業分	稲作構造改革促進事業分	0		0		
		担い手集積加算事業分	0			0	
	基本部分		0		0	0	0
	担い手集積加算		0				0
計			1,296,000	1,296,000	0	0	0



(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成
使途の分類 (記号番号)	111
具体的内容 [支出の項目]	麦・大豆・そば・景観形成作物(コスモスに限る)(各500㎡以上)の作付けを奨励するため、作付面積に応じて、作付けを行った農業者に対して作付け面積に応じて助成を行う。
効果	水稻の代替作物麦・大豆・そばの生産及び景観形成作物(コスモス)の作付が増えるため適当であり、生産調整の達成及び日進市水田農業ビジョンに掲げたあるべき水田農業の姿の実現に資する。
助成要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体 法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。以下「農業者等」という。)</li> <li>法人格を有しない生産集団に交付する場合にあつては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積(生産調整方針の運用に関する要領 平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知。以下「方針運用要領」という。第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稻の作付け(「方針運用要領」第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。</li> <li>集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者等であっても、水稻の作付け(「方針運用要領」第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料</li> </ul>

	<p>局長通知)第1の2の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産拠出金が零円となる場合には、助成対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者等。</li> </ul> <p>対象作物 対象とする作物は、麦、大豆、そば、景観形成作物(コスモスに限る)とする。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度に水稲の作付け(「方針運用要領」第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く)を行わない水田に作付けられており、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</li> <li>各500㎡以上作付していること。</li> <li>同一ほ場で対象作物が2回以上作付けされる場合又は混作が行われる場合は、全て1回分とカウントして交付するものとする。</li> </ul>
<p>確認方法</p>	<p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合 通常の収穫、通常の肥培管理、水稲の作付けが行われていないこと 現地見回り(確認日:麦1月5日、大豆11月15日、そば8月1日、コスモス10月15日、水稲の作付けが行われていないこと8月1日)</p> <p>規模要件 実測、土地登記簿等の公的資料との照合</p>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>麦・大豆・そば・景観形成作物(各500㎡以上)10,000円/10a</p>

<p>単価調整の方法</p>	<p>農業者等からの営農計画を取りまとめた結果、転作作物作付助成にかかる費用の合計が2(2)の活用計画額の300,000円を上回る事が明らかになった場合は、次の により単価調整を行うものとする。</p> <p>農地流動化助成にかかる費用の合計が220,000円を下回る場合</p> <p>調整後の単価 = <math display="block">\frac{\text{活用計画額} + (220,000 - \text{農地流動化助成にかかる費用})}{\text{単価調整前の転作作物作付助成にかかる費用の合計}} \times \text{調整前の単価}</math></p> <p>農地流動化助成にかかる費用の合計が220,000円を上回る場合</p> <p>調整後の単価 = <math display="block">\frac{\text{活用計画額}}{\text{単価調整前の転作作物作付助成にかかる費用の合計}} \times \text{調整前の単価}</math></p> <p>ただし、 による調整式で調整後の単価が10,000円/10aを上回る場合は、単価は10,000円/10aとする。</p>
----------------	--

助成金の使途の名称	農地流動化助成
使途の分類 (記号番号)	D 3 1
具体的内容	担い手の土地利用集積を奨励することを目的とする。助成要件に適合し土地利用権設定を行っている担い手に対し利用権設定面積に応じて助成を行う。
効果	担い手への土地利用集積率の向上が図られ水田ビジョンに掲げた目標の達成に資する。また、地域における水田営農の中心的農業者の育成に資する。
助成要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体 法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。。以下「農業者等」という。）</li> <li>法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領 平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知。以下「方針運用要領」という。第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稲の作付け（「方針運用要領」第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。</li> <li>集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者等であっても、水稲の作付け（「方針運用要領」第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産拠出金が零円となる場合には、助成対象となり得る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者等。</li> <li>日進市水田農業ビジョンに担い手として位置づけられた担い手その他の要件</li> <li>助成水田は「実施要領」で定められている範囲の農地であり、日進市水田農業ビジョンに位置づけられた担い手が当該年度の5月20日現在で現に利用権の設定を行っていること。</li> </ul>
<p>確認方法</p>	<p>利用権設定の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日進市から提供された情報（告示等）による。</li> </ul> <p>利用権設定面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実測、土地登記簿等の公的資料との照合</li> </ul> <p>担い手であるかどうかの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日進市水田農業ビジョンによる。</li> </ul>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>11,000円/10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>農業者等からの営農計画を取りまとめた結果、農地流動化助成にかかる費用の合計が2(2)の活用計画額の220,000円を上回る事が明らかになった場合は、次の により単価調整を行うものとする。</p> <p>転作作物作付助成にかかる費用の合計が300,000円を下回る場合</p> <p>調整後の単価 =</p> $\frac{\text{活用計画額} + (300,000 - \text{転作作物作付助成にかかる費用})}{\text{単価調整前の農地流動化助成にかかる費用の合計}}$ <p>調整前の単価 ×</p> <p>転作作物作付助成にかかる費用の合計が300,000円を上回る場合</p> $\text{調整後の単価} = \text{調整前の単価} \times \frac{\text{活用計画額}}{\text{単価調整前の農地流動化助成にかかる費用の合計}}$ <p>ただし、 による調整式で調整後の単価が11,000円/10aを上回る場合は、単価は11,000円/10aとする。</p>

助成金の使途の名称	協議会運営費（協議会運営経費）
使途の分類 （記号番号）	7 D 3
支出の項目	日進市地域水田農業推進協議会の運営に必要な費用
効 果	協議会運営費を活用することにより、助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の執行が図られ、水田農業構造改革の推進に資する。
支出の対象	<p>事務等経費</p> <p>会議費：地域協議会開催に係る会議費</p> <p>通信運搬費：会議通知等郵送代</p> <p>消耗品費：協議会会議資料（既製品）購入費 現地確認票作成用特殊紙購入費</p> <p>備品費：地域協議会事務局長印作成・購入費</p> <p>雑役務費：振込手数料等</p> <p>謝金・旅費・委託料については活用計画なし</p>
確認方法	<p>事務等経費</p> <p>会議費：会議開催通知、出席者名簿、領収書・請求書・納品書（賄料等）</p> <p>通信運搬費：領収書、通知送付伺い決裁</p> <p>消耗品費：領収書、請求書、納品書、請求書、納品書</p> <p>備品費：見積書（購入伺い）、領収書</p> <p>雑役務費：振込受付書兼手数料受取書</p>
積算根拠 （助成額の算定方法）	<p>事務等経費</p> <p>会議費</p> <p>・お茶・菓子等代 <math>150 \text{ 円} \times 20 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} = 6,000 \text{ 円}</math></p> <p>通信運搬費</p> <p>・会議開催通知等</p> <p>地域協議会 <math>80 \text{ 円} \times 10 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} = 1,600 \text{ 円}</math></p> <p>営農組合長会議 <math>80 \text{ 円} \times 40 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} = 6,400 \text{ 円}</math></p> <p>農業者に対するアンケート等返送代 <math>80 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 人} \times 1 \text{ 回} = 104,000 \text{ 円}</math></p> <p>消耗品費</p> <p>・協議会資料購入費 <math>100 \text{ 円} \times 700 \text{ 部} = 70,000 \text{ 円}</math></p> <p>・現地確認票作成用特殊紙購入費 <math>35 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 部} = 35,000 \text{ 円}</math></p> <p>備品費</p> <p>・地域協議会事務局長印（通帳用）作成・購入費 <math>8,000 \text{ 円} \times 1 = 8,000 \text{ 円}</math></p> <p>雑役務費</p>



	・振込手数料 500円×10件=5,000円
単価調整の方法	当初計画より実績が増加した場合は、転作作物作付助成・農地流動化助成及び協議会運営費（学校給食助成並びに販売促進活動費）に余剰金がある場合は流用し、それでも不足する場合は協議会構成団体（日進市・あいち尾東農協等）の助成金等により不足分を補う。 当初計画より実績が減少した場合は翌年度に繰り越して活用する。

助成金の使途の名称	協議会運営費（学校給食助成並びに販売促進活動費）
使途の分類 （記号番号）	273、283
支出の項目	学校給食の機会を利用した日進産米消費拡大PR活動にかかる事務等経費
効 果	小学校の給食等に地元産米を積極的に活用してもらうを通じ地域住民に地元産米をPRすることにより日進産米の消費拡大が図られ、ビジョンに掲げる販売目標の達成及び消費者・生産者・農協・行政と連携した日進市独自の米の販売方法の確立に資する。
支出の対象	事務等経費 消耗品費：協議会会議資料（既製品）購入費 現地確認票作成用特殊紙購入費 謝金・旅費・委託料については活用計画なし
確認方法	事務等経費 消耗品費：領収書、請求書、納品書、活動状況報告書
積算根拠 （助成額の算定方法）	事務等経費 消耗品費 ・日進産米消費拡大PR用資料購入代 50円×1,200部=60,000円 ・日進産米消費拡大PR用米代 400円×1,200kg=480,000円
単価調整の方法	当初計画より実績が増加した場合は、転作作物作付助成・農地流動化助成及び協議会運営費（協議会運営経費）に余剰金がある場合は流用し、それでも不足する場合は協議会構成団体（日進市・あいち尾東農協等）の助成金等により不足分を補う。 当初計画より実績が減少した場合は翌年度に繰り越して活用する。